

## 第1章 振興指針および活性化計画策定の考え方

### I 策定の趣旨

#### 三重県水産業・漁村振興指針

本県において安全で安心な水産物が安定的に供給され、水産業・漁村のもつ多面的機能が十分に発揮されていくためには、将来に希望のもてる三重県水産業・漁村の姿を明確にし、漁業者や水産関係団体、流通業者、市町、県など関係者全てがそれを共有し、連携して取り組んでいく必要があります。このため、「三重県水産業・漁村振興指針」を策定するものです。

#### 三重県水産業・漁村活性化計画

「三重県水産業・漁村振興指針」で掲げた施策をより具体的に示すとともに、着実に実行していくため、「三重県水産業・漁村活性化計画」を策定するものです。

### II 性格と役割

#### 三重県水産業・漁村振興指針

三重県水産業・漁村振興指針は、平成24(2012)年度を初年度とし、概ね10年先に希望ある三重県水産業・漁村のめざす姿を明確にし、漁業者や水産関係団体、市町、県などが共有・連携して取り組む基本施策の展開方向を明らかにするとともに、県民の皆さんをはじめ、漁業者や水産関係団体等さまざまな主体が、三重県の水産業・漁村が果たす役割とその重要性への理解を深める中で、一人ひとりが自らの未来を切り開くために、県民力による協創によって希望ある三重県水産業・漁村を実現していくためのガイドラインとなるものです。

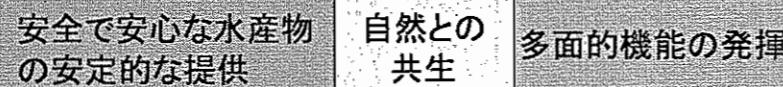
#### 三重県水産業・漁村活性化計画

三重県水産業・漁村活性化計画は、「三重県水産業・漁村振興指針」で掲げた施策ごとに取組内容を具体的に示すとともに、平成24(2012)年度から平成27(2015)年度までの4年間を計画期間とする実施計画で、計画期間内の数値目標も設け、的確な進行管理を行います。

## 第2章 三重県水産業・漁村の役割と課題

### I 水産業・漁村の役割

水産業・漁村は自然との共生をふまえ、安全で安心な水産物を安定的に提供するとともに、県民の共有財産である海や川が持つ様々な多面的機能の発揮に重要な役割を果たしています



### II 水産業・漁村の課題

- 1 地域ごとの課題
- 2 水産資源・漁業生産の減少
- 3 漁業者の急速な減少と高齢化
- 4 漁協経営の悪化
- 5 流通の多様化と魚価の低迷
- 6 水産物消費の低迷
- 7 過疎化・高齢化による漁村の疲弊
- 8 渔場環境の悪化
- 9 多面的機能の低下
- 10 東日本大震災による被害への対応

## 第3章 三重県水産業・漁村のめざす姿

### 県民の皆さんのが期待する水産物を安定的に供給できる希望ある水産業・漁村の実現

#### 水産業・漁村の10年後の具体的な姿

- ① 漁業者の生活が安定し、後継者に責任を持って引き継げる水産業の実現
- ② さまざまな世代の人々が生き生きと働き、住み続けたい、訪れてみたいと思う豊かな漁村の確立
- ③ 自然の保全・再生を進め、豊かな魚介類を育む水産業・漁村の展開

## 第4章 施策の基本的な展開方向

### I 水産業・漁村の振興に向けた方向

県民の皆さんのが期待する希望ある水産業・漁村の実現を図るために、東日本大震災の被害を早急に復興させるとともに、安全で安心な水産物の安定的な供給、多面的機能の発揮など水産業・漁村が生み出す価値を県民の皆さんへ持続的に提供できる「売れる水産業」、さらには「もうかる水産業」へ転換していくことで、三重県の水産業・漁村を振興していく必要があります。

### II 施策の展開方向および三重県水産業・漁村活性化計画

#### 2 高い付加価値を生み出す水産業の確立

- ア 持続的な生産が可能な水産業の確立
- イ 消費者のニーズに対応した養殖業の展開
- ウ 経営力がある漁業者の確保・育成と新規就業・参入の促進
- エ 6次産業化などによる付加価値向上
- オ 販売力強化と流通の効率化・高度化
- カ 魚食・食育の推進
- キ 違反防止策の推進

| 目標項目                     | 平成23(2011)年度<br>現状 | 平成27(2015)年度<br>活性化計画の目標 | 平成33(2021)年度<br>振興指針の目標 |
|--------------------------|--------------------|--------------------------|-------------------------|
| 主要魚種生産額の全国シェア            | 7.1%               | 7.3%                     | 7.6%                    |
| 資源管理に参加する漁業者数            | 313人               | 1,500人                   | 2,000人                  |
| 水産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計) | —                  | 35件                      | 100件                    |

#### 3 地域資源を生かした漁村の活力向上

- ア 地域資源を活用したビジネスの展開と地域課題を解決するビジネスの創出
- イ さまざまな主体による多面的機能の発揮
- ウ 安全で快適な漁村生活のための環境整備
- エ 都市との交流などの促進
- オ 水産物と消費者をつなぐ地域内流通と県民理解の促進

| 目標項目      | 平成23(2011)年度<br>現状 | 平成27(2015)年度<br>活性化計画の目標 | 平成33(2021)年度<br>振興指針の目標 |
|-----------|--------------------|--------------------------|-------------------------|
| 漁村地域の交流人口 | 815,942人           | 880,000人                 | 1,000,000人              |

#### 4 自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築

- ア 環境に優しい水産業の促進
- イ 持続的な生産を支える水産基盤の整備
- ウ 干潟・浅場・藻場の再生・保全の推進
- エ 内水面漁業の振興と河川環境の保全
- オ 社会貢献の促進

| 目標項目            | 平成23(2011)年度<br>現状 | 平成27(2015)年度<br>活性化計画の目標 | 平成33(2021)年度<br>振興指針の目標 |
|-----------------|--------------------|--------------------------|-------------------------|
| 沿岸の浅海域再生面積      | 63ha               | 74ha                     | 90ha                    |
| 藻場・干潟等の保全活動対象面積 | 268ha              | 290ha                    | 310ha                   |

## 第5章 推進体制

三重県水産業・漁村振興指針および三重県水産業・漁村活性化計画の推進にあたっては、県、市町、漁連等の関係団体等による適切な役割分担のもと、連携・協働を基本姿勢としてその実現に取り組んでいきます。

**三重県水産業・漁村振興指針  
三重県水産業・漁村活性化計画  
(案)**

平成24年3月

農 水 商 工 部

# 目 次

## 第1章 三重県水産業・漁村振興指針および三重県水産業・漁村活性化計画の考え方

- I 策定の趣旨
- II 性格と役割

## 第2章 三重県水産業・漁村の役割と課題

- I 水産業・漁村の役割
- II 水産業・漁村の課題
  - 1 地域ごとの課題
  - 2 水産資源・漁業生産の減少
  - 3 漁業者の急速な減少と高齢化
  - 4 漁協経営の悪化
  - 5 流通の多様化と魚価の低迷
  - 6 水産物消費の低迷
  - 7 過疎化・高齢化による漁村の疲弊
  - 8 渔場環境の悪化
  - 9 多面的機能の低下
  - 10 東日本大震災による被害への対応

## 第3章 三重県水産業・漁村のめざす姿

## 第4章 施策の基本的な展開方向

- I 水産業・漁村の振興に向けた方向
- II 施策の展開方向および活性化計画
  - 1 水産業・漁村のマネジメント体制の確立
  - 2 高い付加価値を生み出す水産業の確立
  - 3 地域資源を生かした漁村の活力向上
  - 4 自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築

## 第5章 推進体制

# 第1章 三重県水産業・漁村振興指針および三重県水産業・漁村活性化計画の考え方

## I 策定の趣旨

### 1 三重県水産業・漁村振興指針の策定趣旨

本県は、1,088Kmにおよぶ海岸線を有し、大小の河川が注ぎ遠浅の砂浜が広がる伊勢湾地域、湾内の海水と外洋水が複雑に混合する伊勢湾口やリアス式海岸による天然礁などを有する鳥羽・志摩地域、黒潮の影響を強く受ける熊野灘地域など、変化に富んだ海域・地勢のもとで、それぞれの特徴を生かした多様な水産業が営まれており、全国でも有数の水産県として知られています。

しかしながら、近年、水産資源の多くが減少傾向にあり、漁業者の減少や高齢化が進んでくるなど、「安全で安心な水産物を安定的に供給する」という水産業・漁村の本来的機能の低下が懸念されています。水産業・漁村の有する豊かな自然環境、海や川の安全・安心、やすらぎ空間の提供など、さまざまな機能の低下も懸念されています。

また、世界的な水産物需要の増加やマグロ類をはじめとする国際的な資源管理の強化、海水温の上昇などの地球環境の変動による魚介類への影響など、水産業をとりまく情勢は厳しくなってきており、その対応が国際的にも重要な課題となっています。

さらに、東日本大震災による大津波は、東北地方のみならず太平洋沿岸の水産業に甚大な被害をもたらし、本県においても、マダイ、クロマグロ、カキ、ノリなどの養殖業や定置漁業などで40億円を超える被害が生じたことから、早急な復旧・復興と大規模災害への備えが求められています。

このような情勢の中、本県において安全で安心な水産物が安定的に供給され、水産業・漁村のもつ多面的機能が十分に発揮されていくためには、将来に希望のもてる三重県水産業・漁村の姿を明確にし、漁業者や水産関係団体、流通業者、市町、県など関係者全てがそれを共有し、連携して取り組んでいく必要があります。このため、「三重県水産業・漁村振興指針」を策定するものです。

### 2 三重県水産業・漁村活性化計画の策定趣旨

「三重県水産業・漁村振興指針」で掲げた施策をより具体的に示すとともに、着実に実行していくため、「三重県水産業・漁村活性化計画」を策定するものです。

## II 性格と役割

### 1 三重県水産業・漁村振興指針の性格と役割

三重県水産業・漁村振興指針は、平成24（2012）年度を初年度とし、概ね10年先に希望ある三重県水産業・漁村のめざす姿を明確にし、漁業者や水産関係団体、市町、県などが共有・連携して取り組む基本施策の展開方向を明らかにするとともに、県民の皆さんをはじめ、漁業者や水産関係団体等さまざまな主体が、三重県の水産業・漁村が果たす役割とその重要性への理解を深める中で、一人ひとりが自らの未来を切り開くために、県民力による協創によって希望ある三重県水産業・漁村を実現していくためのガイドラインとなるものです。

県は、この三重県水産業・漁村振興指針を基本として、漁業者や水産関係団体、市町等との連携を図りながら、社会情勢の変化や地域の実情に即して、水産業・漁村の振興に関する諸施策を推進するとともに、国に対しては、積極的に政策提案を行っていきます。

### 2 三重県水産業・漁村活性化計画の性格と役割

三重県水産業・漁村活性化計画は、「三重県水産業・漁村振興指針」で掲げた施策ごとに取組内容を具体的に示すとともに、平成24（2012）年度から平成27（2015）年度までの4年間を計画期間とする実施計画で、期間内の数値目標も設け、的確な進行管理を行います。

## 第2章 三重県水産業・漁村の役割と課題

### I 水産業・漁村の役割

海洋国である日本は、古来より水産業が盛んで、水産物が国民への動物性タンパク質供給の約4割を占め、栄養バランスの優れた「日本型食生活」の中心として、米とともに日本人の食生活を支えています。さらに飼料、魚油、工芸材料だけでなく、医薬用品や健康食品等にも原材料として利用され、日本人の生活と深く関わっています。

本県でも、鳥羽・志摩地域などの好漁場を抱え、古くから水産業・漁村が発展してきており、全国有数の水産県として、多種多様な水産物を供給しています。

また、水産業・漁村は食料などを供給する機能のみならず、

- ①豊かな自然環境の形成
- ②海・川の安全・安心の提供
- ③やすらぎ空間の提供

といった多面的機能も有しています。

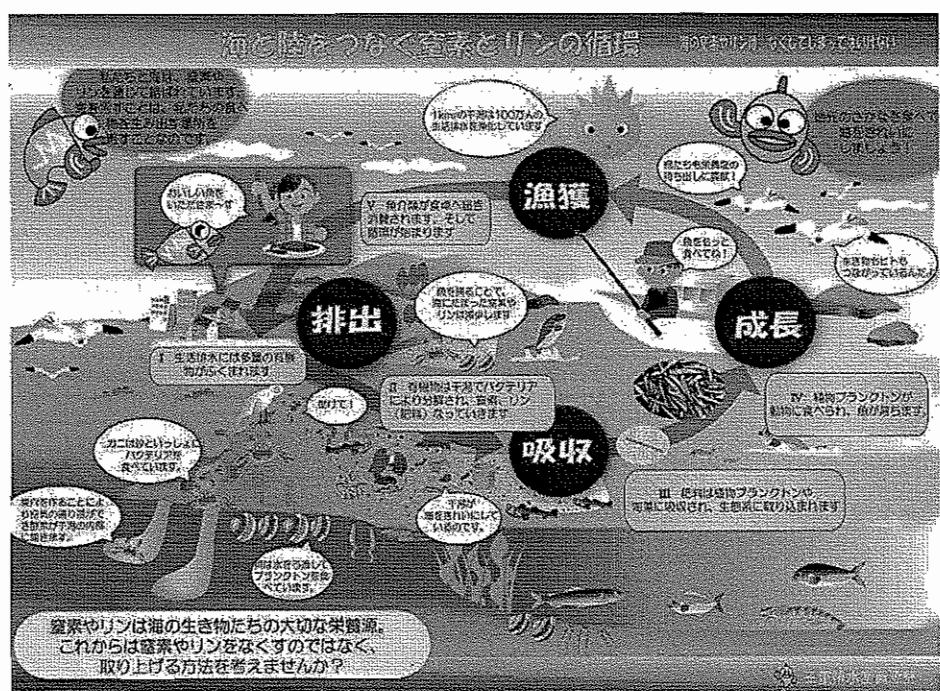
水産業・漁村は、自然と共に共生することによって成立し、沿岸域や湖沼域、河川域の環境保全にも大きく貢献しています。生活排水などに含まれる有機物は、河川、湖沼そして海に流下しながら、干潟、藻場などにおいて、バクテリアなどにより窒素、リンなどの栄養塩に分解されます。これら栄養塩により育った海藻や植物プランクトンを餌として魚介類が成長し、水産業により、魚介類に取

|          | 動物性たんぱく質の供給量 | 比率     |
|----------|--------------|--------|
| 肉類       | 14.3g／人・日    | 32.5%  |
| 鶏卵       | 5.7          | 13.0%  |
| 牛乳および乳製品 | 7.6          | 17.3%  |
| 魚介類      | 16.4         | 37.3%  |
| 合計       | 44.0         | 100.0% |

(資料：農林水産省 「平成20年度食料需給表」 )

|              |  |
|--------------|--|
| 豊かな自然環境の形成   | ①藻場・干潟・サンゴ礁の保全<br>②沿岸域の環境美化・保全<br>③河川・湖沼の生態系保全<br>④漁業活動による環境保全 |
| 海・川の安全・安心の提供 | ①水難救助<br>②災害救援活動<br>③水域環境監視<br>④国境の監視                          |
| やすらぎ空間の提供    | ①都市の人々との交流<br>②伝統文化の創造と継承                                      |

(資料：水産庁ホームページ「水産業・漁村の多面的機能」より  
三重県作成)



(資料：三重県作成)

り込まれた窒素、リンが陸上に回収されることで水域と陸域との間で栄養塩が循環しています。

また、三重県では古来より津々浦々に漁村が発達し、水産業はそれぞれの地域文化の根幹を成すものとして、人々の暮らしを支えてきました。特に県南部地域においては、地域産業として重要な位置にあり、水産加工業や流通業、観光業などの幅広い産業が、水産業と密接に関連し、地域経済を支えています。

## II 水産業・漁村の課題

### 1 地域ごとの課題

本県では、沿岸から遠洋まで多岐にわたって水産業が営まれています。沿岸地域（海面域）は、その特徴から伊勢湾地域、鳥羽・志摩地域、熊野灘地域の3地域に区分され、各地域では、それぞれの特徴を生かしたさまざまな水産業が営まれています。

また、河川など（内水面域）では、アユ、アマゴなどを対象に内水面漁業が営まれるとともに、遊漁による採捕が行われています。

水産業・漁村の振興を図るためにには、それぞれの地域の特性に応じた施策を展開することが重要です。

#### (1) 海面域

##### ①伊勢湾地域（木曽岬町～伊勢市）

伊勢湾地域では、イカナゴ、イワシ類などの回遊魚や、マアナゴ、カレイ類、ヨシエビ、シャコ、アサリ、ハマグリなど定着性の魚介類を対象に、船びき網や底びき網、探貝漁業などが営まれるとともに、木曽三川などからの栄養供給を生かした黒ノリ養殖業の主要漁場となっています。

また、当地域は都市圏に近接しており、遠浅の海岸が多いことから、海水浴や潮干狩りなどの海洋性レクリエーションにも利用されています。

しかし、近年、漁場環境が悪化するとともに、主要な漁獲物であるアサリなどの資源量が激減しており、黒ノリ養殖業においても生産量が減少しています。

このような中、藻場・干潟の造成などによる漁場環境の再生・保全や適切な資源管理により、魚介類の持続的な利用を図っていく必要があります。近年、当地域では、水産物の直販所の運営や、養殖用餌料として出荷されているカタクチイワシを利用した新たな加工食品の開発、地元産のハマグリを利用した郷土料理の提供など、都市に近いという地の利を生かした販売力の強化などが取り組まれており、今後も水産物の消費拡大に向けた新たな展開が重要となっています。

##### ②鳥羽・志摩地域（鳥羽市、志摩市）

鳥羽・志摩地域のうち伊勢湾口では、伊勢湾からの内湾と外洋が接することで、好漁場が形成され、一本釣や刺し網、延縄漁業などにより、マダイやヒラメ、トラフグ漁などが行われています。沖合域では、まき網漁業などによりアジ、サバ漁などが行われています。沿岸の岩礁地帯では、海女漁業、刺し網漁業などによりアワビ、イセエビ漁などが行われていますが、磯焼けの影響等により、近年、アワビなどの漁獲量が減少しており、藻場の造成等による漁場環境の改善や種苗放流等による資源回復を図っていく必要があります。

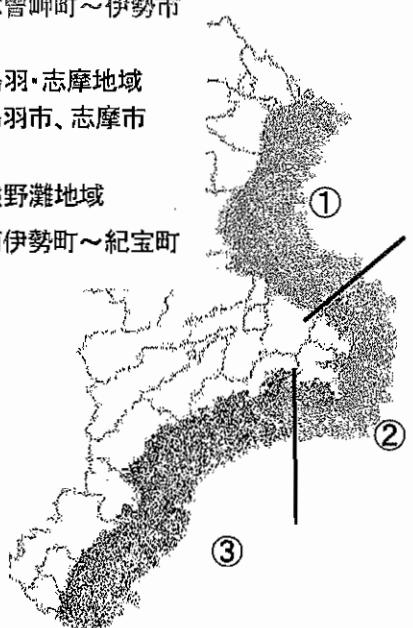
的矢湾や英虞湾では、真珠養殖業、青ノリ養殖業などが営まれています。当地域の基

#### 三重県の沿岸地域

①伊勢湾地域  
木曽岬町～伊勢市

②鳥羽・志摩地域  
鳥羽市、志摩市

③熊野灘地域  
南伊勢町～紀宝町



幹産業である真珠養殖業は、有害赤潮の発生やアコヤガイの感染症による大量への死などにより生産量が減少するとともに、不況による価格の低下が追い打ちをかけ、経営状況の悪化による廃業が後を絶たず、養殖業者は減少の一途をたどっており、真珠養殖業の再生は、当地域の重要な課題となっています。

また、当地域の水産業は、地域産業として重要な位置にありますが、近年、漁業経営の悪化により漁業者が減少するなど、漁村活力の低下が懸念されています。当地域は伊勢志摩国立公園として、観光客が多数訪れる地域であることから、獲れたての魚介類を提供する漁協直営レストラン、観光業と連携した体験漁業等の取組が進められており、こうした水産物を活用したビジネス展開をさらに拡大していく必要があります。

### ③熊野灘地域（南伊勢町～紀宝町）

熊野灘地域は、黒潮の影響を受け、カツオ、アジ、サバ、イワシ、サンマ、ブリなどの回遊魚を対象とした一本釣やひき縄、棒受網、定置、まき網漁業などが営まれています。カツオ、マグロを対象とする遠洋漁業や近海漁業が盛んな地域であり、本県のカツオ漁獲量は全国1位となっていますが、近年の燃油や漁業資材の高騰、魚価の低迷などにより漁業経営が悪化しており、省エネルギー型漁業の促進などによる収益性の向上が急務となっています。

沿岸域では魚類養殖業が盛んで、本県のマダイなどの魚類養殖業の中心地であり、新たにクロマグロ養殖業にも取り組まれていますが、近年、漁場環境の悪化や価格の低迷により、養殖業の経営は大変厳しい状況にあることから、新たな養殖魚種の研究開発を進めるとともに、漁場環境の改善、付加価値向上の促進などに取り組んで行く必要があります。

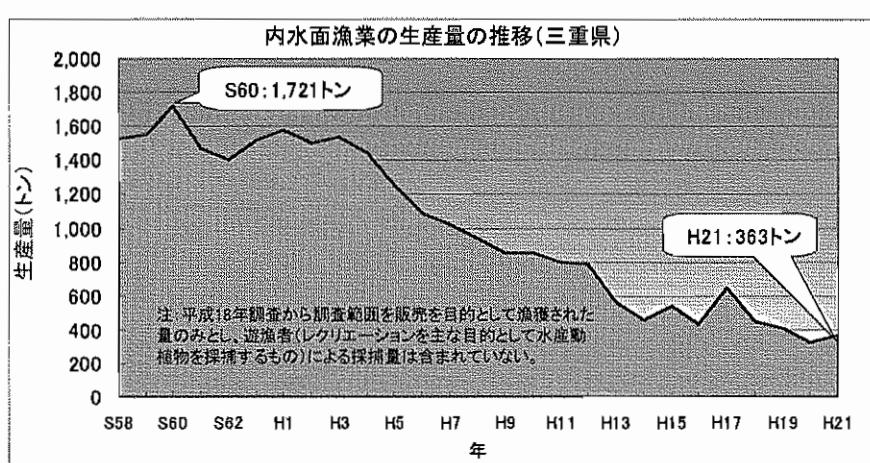
また、当地域でも、漁業者が減少し、漁村活力の低下が進んでいます。

一方、マダイ養殖魚を利用した新商品の開発やインターネットを利用した販売促進、より鮮度を重視した出荷対策などの6次産業化に向けた取組が進められており、こうした取組を核に、海洋深層水や熊野古道などの地域のあらゆる資源を利用して、水産業におけるブランド化を促進し、高速道路の整備等とあわせて地域の活性化に結びつけていくことが重要となっています。

## （2）内水面域

本県では、17河川（11水系）において漁業権（第5種共同漁業権）が設定され、内水面漁協の管理のもと、組合員、遊漁者が、友釣り、刺し網等により、アユ、アマゴ（アメゴ）などを採捕しています。

内水面漁協は、種苗

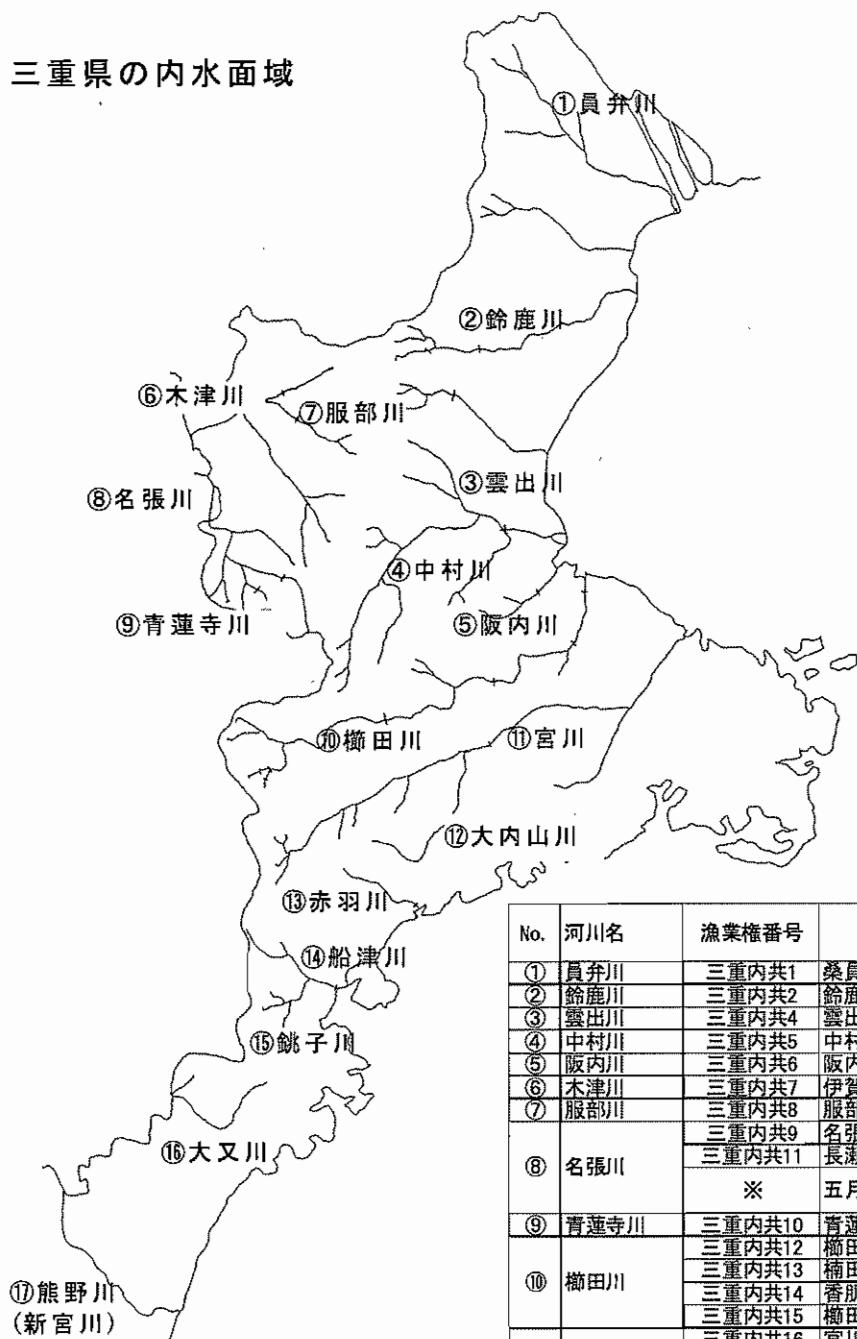


(資料：三重県作成)

の放流など魚介類の増殖や環境の保全などに重要な役割を果たしていますが、アユなどの漁獲量の減少により、近年、漁協組合員、遊漁者が減少し、その運営は極めて厳しい状況にあります。

このため、内水面漁協が担う継続的なアユなどの増殖、河川環境の保全などを促進するとともに、遊漁を観光資源として生かし、地域の活性化を促進する必要があります。

### 三重県の内水面域

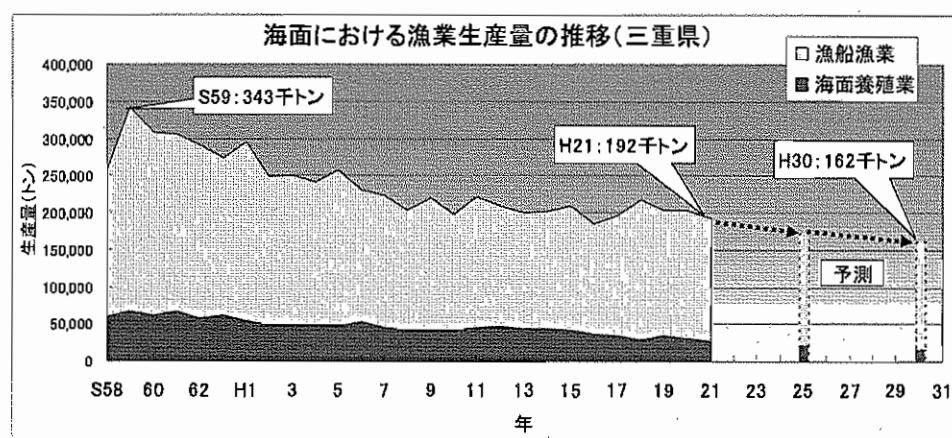


| No. | 河川名  | 漁業権番号  | 漁協名       | 備考                     |
|-----|------|--------|-----------|------------------------|
| ①   | 貞弁川  | 三重内共1  | 桑貞河川漁協    |                        |
| ②   | 鈴鹿川  | 三重内共2  | 鈴鹿川漁協     |                        |
| ③   | 雲出川  | 三重内共4  | 雲出川漁協     |                        |
| ④   | 中村川  | 三重内共5  | 中村川漁協     |                        |
| ⑤   | 阪内川  | 三重内共6  | 阪内川漁協     |                        |
| ⑥   | 木津川  | 三重内共7  | 伊賀川漁協     |                        |
| ⑦   | 服部川  | 三重内共8  | 服部川上流漁協   |                        |
| ⑧   | 名張川  | 三重内共9  | 名張川漁協     |                        |
|     |      | 三重内共11 | 長瀬太郎生川漁協  |                        |
|     |      | *      | 五月川漁協     | ※奈内共40、41<br>(奈良県知事免許) |
| ⑨   | 青蓮寺川 | 三重内共10 | 青蓮寺川香落漁協  |                        |
|     |      | 三重内共12 | 櫛田川第一漁協   |                        |
|     |      | 三重内共13 | 櫛田川河川漁協   |                        |
|     |      | 三重内共14 | 香肌峠漁協     |                        |
|     |      | 三重内共15 | 櫛田川上流漁協   |                        |
| ⑩   | 櫛田川  | 三重内共16 | 宮川漁協      |                        |
|     |      | 三重内共17 | 宮川上流漁協    |                        |
| ⑪   | 宮川   | 三重内共18 | 大内山川漁協    |                        |
| ⑫   | 大内山川 | 三重内共19 | 赤羽川漁協     |                        |
| ⑬   | 赤羽川  | 三重内共20 | 船津川漁協     |                        |
| ⑭   | 船津川  | 三重内共21 | 銚子川漁協     |                        |
| ⑮   | 銚子川  | 三重内共22 | 大又川飛鳥五郷漁協 |                        |
| ⑯   | 大又川  |        | 北山川神川漁協   |                        |
|     |      |        | 紀和町漁協     |                        |
|     |      |        | 三重熊野川漁協   | ※和内共1<br>(和歌山県知事免許)    |
|     |      | *      | 熊野川鵜殿漁協   |                        |
| ⑰   | 熊野川  |        |           |                        |

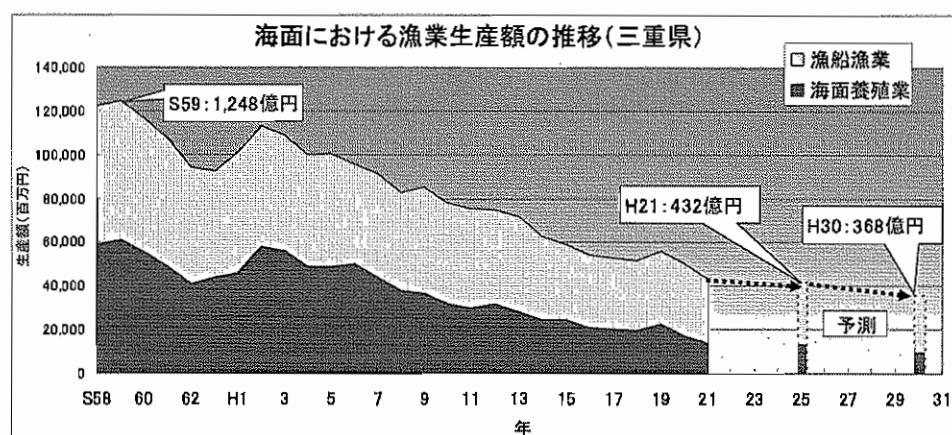
## 2 水産資源・漁業生産の減少

本県の海面における漁業生産量、生産額は、昭和 59(1984)年をピークに減少し、平成 21(2009)年では生産量 19 万 2 千トン、生産金額 432 億円に落ち込んでいます。この傾向が続いた場合、平成 30(2018)年には生産量は 16 万 2 千トン、生産金額は 368 億円に減少することが予測されます。

この傾向は、漁船漁業、海面養殖業も同様となっています。



(資料：東海農政局「三重農林水産統計年報」※予測値は三重県作成)



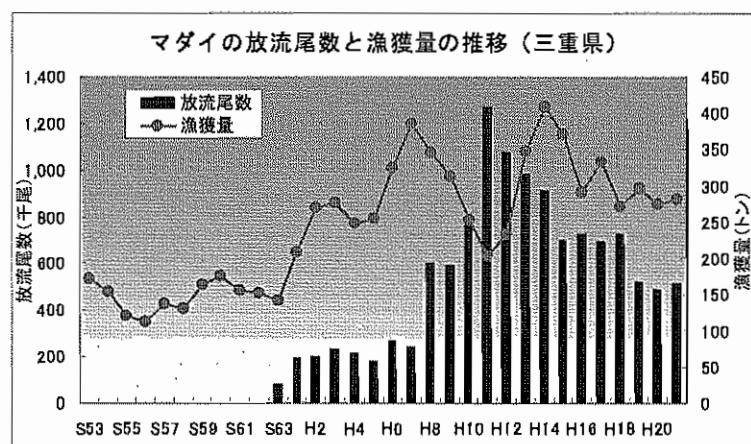
(資料：東海農政局「三重農林水産統計年報」※予測値は三重県作成)

### 漁船漁業の低迷

については、広域回遊魚の資源動向等さまざまな要因が考えられます。特に沿岸漁業については、漁場環境の悪化とともに、資源の回復力を上回る漁獲などが主な要因と考えられます。

漁船漁業による漁獲量を回復し、水産物を安定的に供給していくためには、漁場環境の改善を推進するとともに、再生産が可能となるよう魚介類を適切に管理し、持続的に利用していくことが不可欠です。このため、漁業者の自主的な資源管理を促進するとともに、漁獲可能量制度(TAC)の的確な運用や資源管理型漁業を推進する必要があります。種苗放流、漁場整備による積極的な魚介類の増殖を図ることも重要となっています。

一方、海面養殖業については、漁場環境の悪化、コスト高などによる経営の悪化が、生産量、漁業



(資料：三重県作成)

者の減少の要因と考えられます。

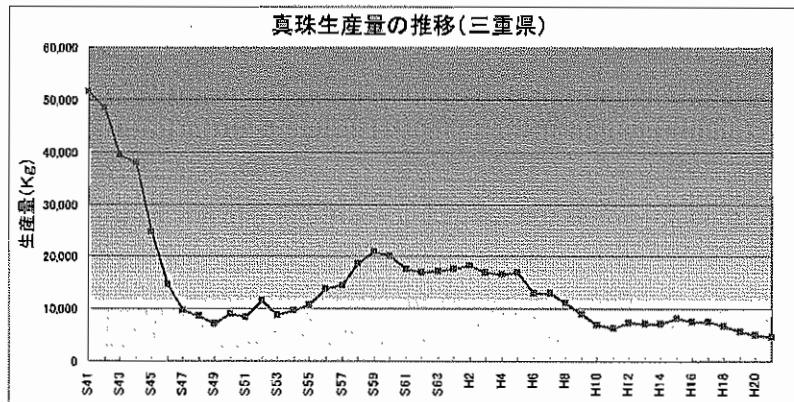
持続的な養殖生産を実現していくためには、漁場環境に配慮した養殖手法やコスト削減のための技術開発を行うとともに、新たな養殖魚種の開発や漁業者の6次産業化に向けた取組などを進める必要があります。

また、本県の海面養殖業の大きな柱である真珠養殖業は、昭和41(1966)年にピークとなる51トンの生産をあげていましたが、近年は5トン程度と、最盛期のおよそ10分の1となっています。経営体数も、昭和41(1966)年には3千を超えていましたが、平成20(2008)年では6分の1の532経営体に減少しています。

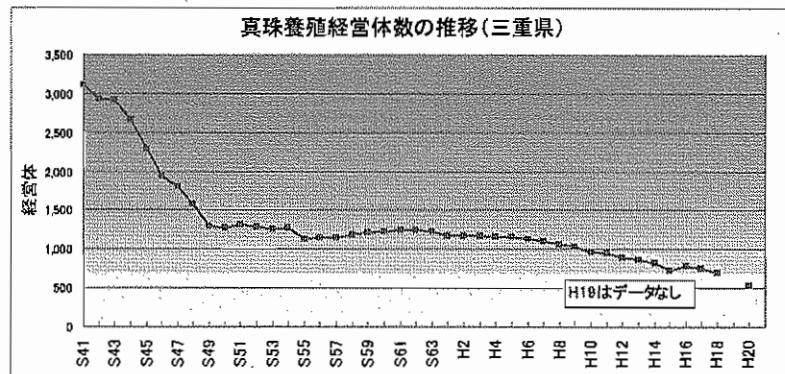
真珠養殖業は、主に志摩地域の基幹産業であり、真珠養殖発祥の地である英虞湾を中心とした浦々に真珠筏が浮かぶ風景は、当地域の重要な観光資源にもなっていることから、漁場環境の改善、優良な種苗の供給などの取組を進め、早急に真珠養殖業の再生を図る必要があります。

内水面漁業においては、河川環境の悪化、冷水病の発生やブラックバス、ブルーギルなどの外来魚やカワウなどの鳥類による漁業被害などの影響により、アユなどの漁獲量が激減し、これに伴って遊漁者が減少しています。

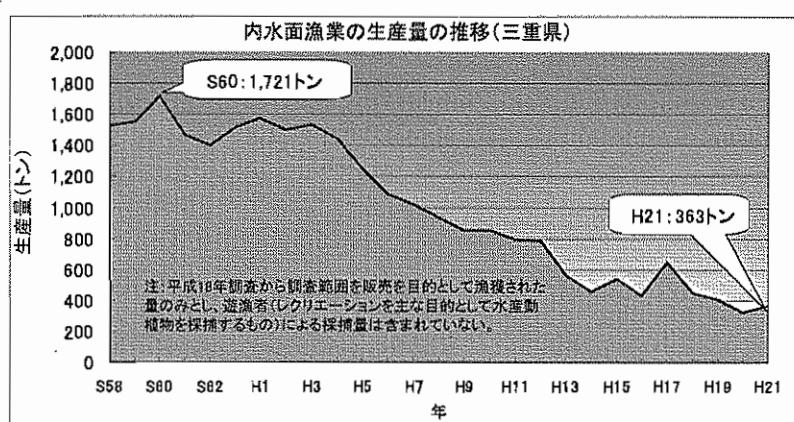
河川などにおける遊漁などのレクリエーションの場を提供していくため、生息環境や生物多様性の保全、魚介類の増殖を促進する必要があります。



(資料：東海農政局 「三重農林水産統計年報」 )



(資料：東海農政局 「三重農林水産統計年報」 )

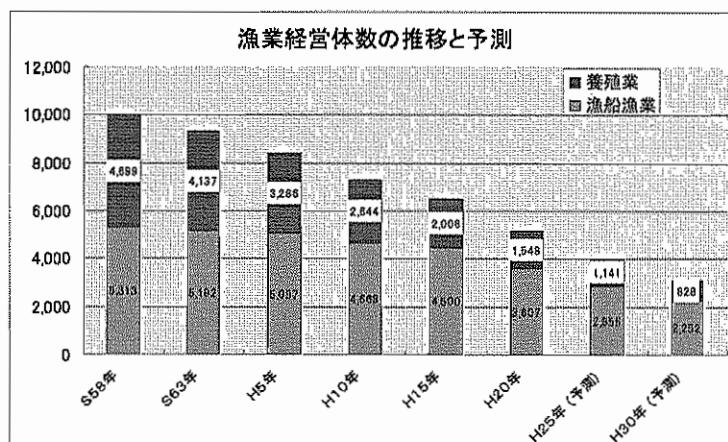


(資料：東海農政局 「三重農林水産統計年報」 )

### 3 漁業者の急速な減少と高齢化

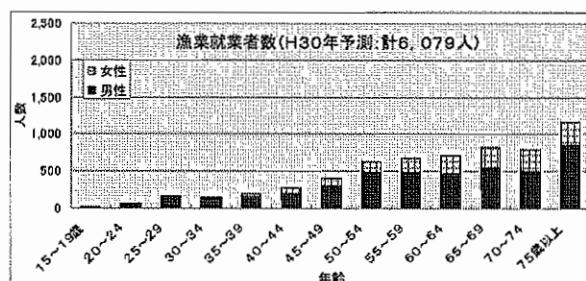
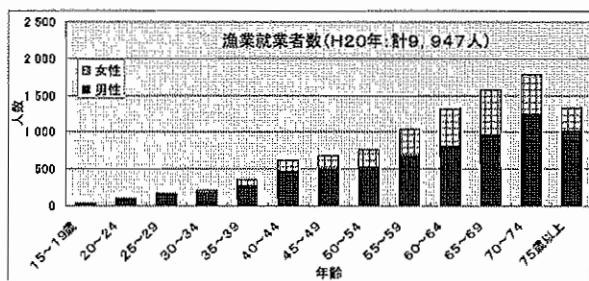
本県の海面の漁業経営体数、漁業就業者数は、ともに減少の一途をたどっており、平成 20（2008）年では 5,155 経営体、9,947 人となっています。新規就業者も年間 20 名程度であることから、このまま推移すると、平成 30（2018）年には漁業経営体数が 3,000 経営体程度に、漁業就業者数が 6,000 人程度に減少することが予測されます。

また、県内の漁業就業者の高齢化率（65 歳以上の占める割合）は、47.1% と、全国平均の 32.2%（平成 22 年農林水産省調べ）を大きく上回っています。



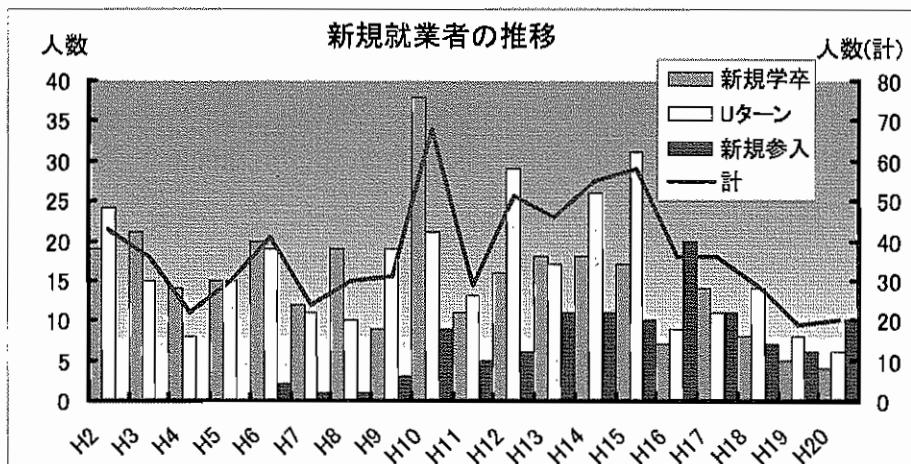
（資料：農林水産省 「2008 年漁業センサス」）

※ 予測値は三重県作成



（資料：農林水産省 「2008 年漁業センサス」）※ 予測値は三重県作成

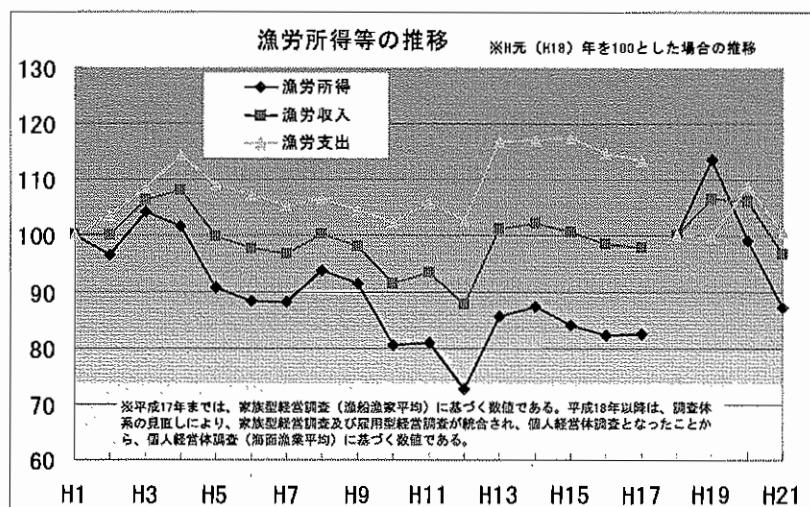
これらの背景として、極めて厳しい漁業経営の実態があり、主として漁船漁業を営む個人経営体の漁労所得の全国平均は、225 万円（平成 21 年農林水産省調べ）に留まり、勤労者世帯の実収入 534 万円（平成 20 年総務省調べ）の 42% と非常に低い状況です。



（資料：三重県作成）

また、漁業による収入が伸び悩む一方で、燃油や餌料価格の高騰により、コストは増加傾向にあることから、今後さらに漁労所得の減少が見込まれるなど、漁業経営がきわめて厳しい局面を迎えることが予測されます。

このため、6次産業化などを促進することにより、漁労所得の向上を図り、厳しい環境の中でも、協業化、法人化などへの支援により、経営力のある漁業者を確保・育成していくとともに、新規就業・新規参入を促進していくことが必要となっています。



(資料：農林水産省 「漁業経営調査報告」より三重県作成)

個人経営体（漁船漁業）の経営収支  
(全国1経営体当たり平均)

| 区分      | 金額    | 構成割合  |
|---------|-------|-------|
| 漁労所得    | 2,252 | %     |
| 漁労収入    | 8,776 | -     |
| 漁労支出    | 6,524 | 100.0 |
| うち　雇用労賃 | 1,349 | 20.7  |
| 油費      | 1,115 | 17.1  |
| 減価償却費   | 861   | 13.2  |
| 漁労外事業所得 | 113   | -     |
| 事業所得    | 2,365 | -     |

注：集計数は、306経営体である。

(出典：農林水産省 「平成21年(度)漁業経営調査」 )

#### 4 漁協経営の悪化

漁協は、漁業者の協同組織として、各種事業を通じて水産業の振興、漁村の活性化などの広範な役割を果たしています。

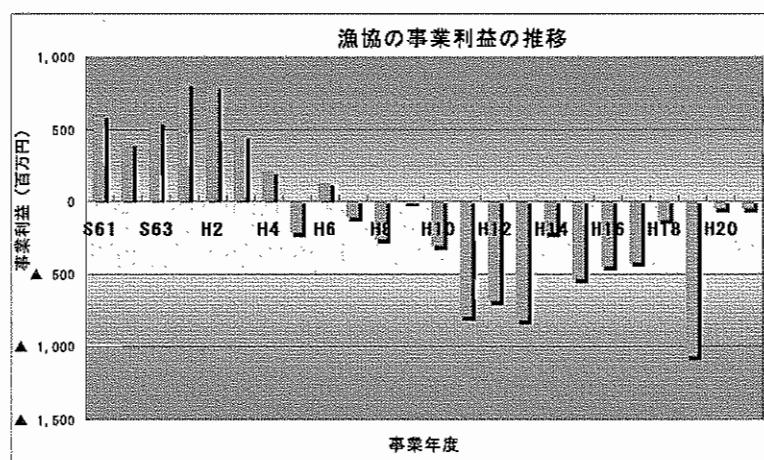
しかし、近年、漁獲量の減少などによって漁業経営が厳しくなるのに伴い、漁協の経営も悪化し、多くの漁協が、地域における漁業振興や活性化の中核としての役割を十分に果たしえない状況にあります。

そのため、三重県漁業協同組合連合会などは、漁協の合併による経営基盤の強化を図ってきました。その結果、平成9(1997)年度末に109組合であった漁協数は、平成23(2011)年度末には21組合にまで合併が進みました。

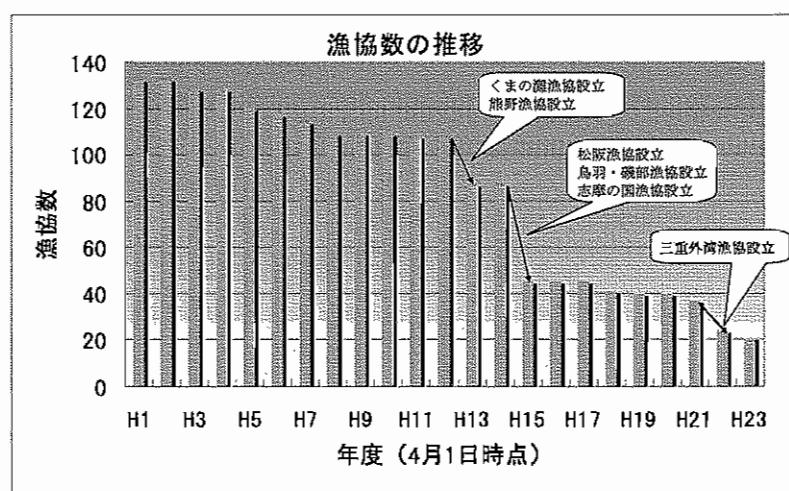
さらに、将来に向けて持続的な漁業生産を行うために健全な経営が必要であることから、平成22(2010)年10月の第8回漁協大会において、平成26(2014)年度を目標に県内沿岸

地域の全ての漁協を合併し、三重県漁業協同組合連合会および三重県信用漁業協同組合連合会の事業を包括承継する「県1漁協の実現」と「水産振興ビジョンの実践」を決議しました。

漁協の指導力・実行力の向上を図り、地域の水産業振興や活性化の中核的な役割を果たせるよう、三重県漁業協同組合連合会などが主体となった、県1漁協の実現に向けた取組を支援し、水産業・漁村全体の振興をマネジメントできる組織づくりを進めていく必要があります。



(資料：三重県作成)



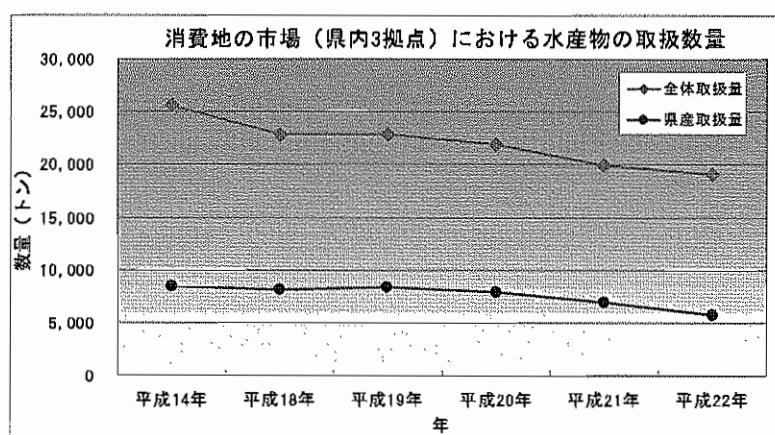
(資料：三重県作成)

## 5 流通の多様化と魚価の低迷

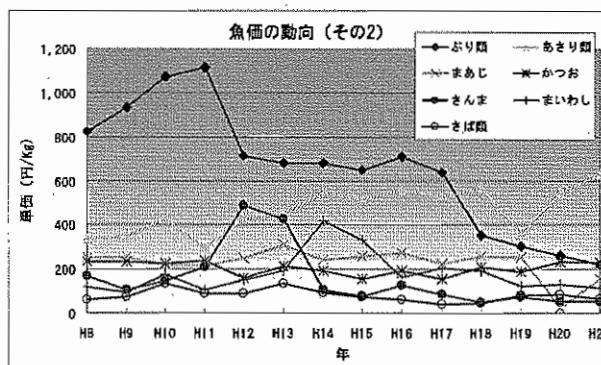
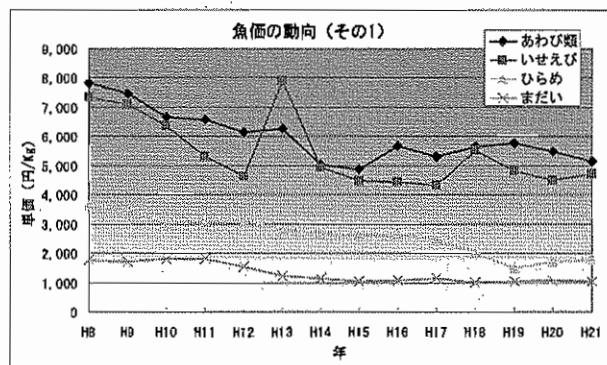
近年、水産物の流通形態は多様化しており、スーパー・マーケットなどの量販店と産地との直接取引や漁協などによる直接販売などが増加し、消費地の市場での水産物の取扱量は、減少する傾向にあります。

また、市場における水産物の取引価格は、総じて低迷しており、その要因には、景気の低迷や魚離れが大きく影響していると考えられます。

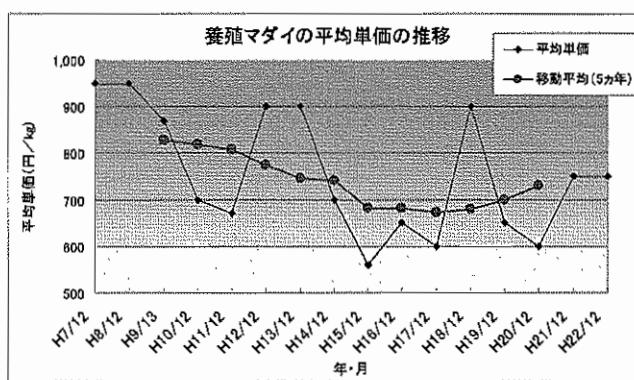
このような中、水産物の適正な価格を維持するためには、多様化する消費者のニーズに応じた水産物の生産・加工・利用に関する技術開発を進めるとともに、新技術の導入、新商品の開発を促進する必要があります。漁業者の6次産業化、高付加価値化の促進も重要な要素となっています。新たな販路として、漁協などが主体となった直販所、直営レストランの設置などによる地域内流通の促進、海外での日本食ブームに対応した中国、欧米などへの輸出に向けた取組の検討も必要となっています。



(資料：三重県作成)



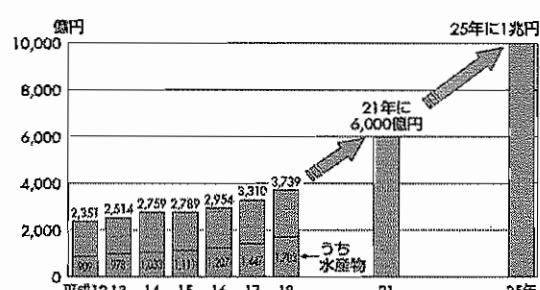
(資料：東海農政局 「三重農林水産統計年報」 )



(資料：「三重県漁業協同組合連合会資料」により

三重県作成)

### 農林水産物・食品の輸出額の実績と目標



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省で作成  
注：1) たばこ、アルコール飲料、真珠を除く。  
2) 水産物の額には、「鮪及び青物」、「かめの甲」、「魚、甲殻類等のエキス、ジュース」が含まれていない。

(資料：水産庁 「平成 18 年度水産白書」 )

## 6 水産物消費の低迷

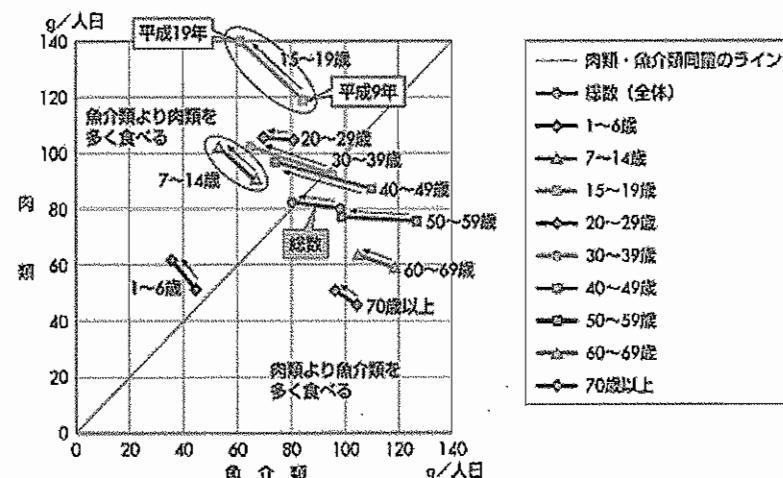
近年、食の欧米化が進んだことなどにより、若い世代を中心に全世代で魚介類より肉類を好む傾向が強まっています。魚介類の価格が上昇を続け、肉類と同水準となつたことにより、相対的に魚介類の価格に割高感が生じるとともに、魚介類は「調理が面倒」、「魚の骨が苦手」といったことも一因となり、いわゆる「魚離れ」が進んでいます。

また、核家族化、少子高齢化などにより、家庭で購入される魚種が変化するとともに、家計の食料支出の構成も生鮮品から加工品にシフトする傾向が見られます。家庭で調理する「内食」から、惣菜などの調理済みの食材を購入する「中食」へと食の外部化が進むなど、水産物に対する消費者のニーズは多様化してきています。

一方、海外の食品事業者による食に対する信頼を揺るがす事件に端を発し、食の安全性への関心が高まっています。

県内産の水産物の消費をよりやすためには、消費者の視点に立ち、消費者の

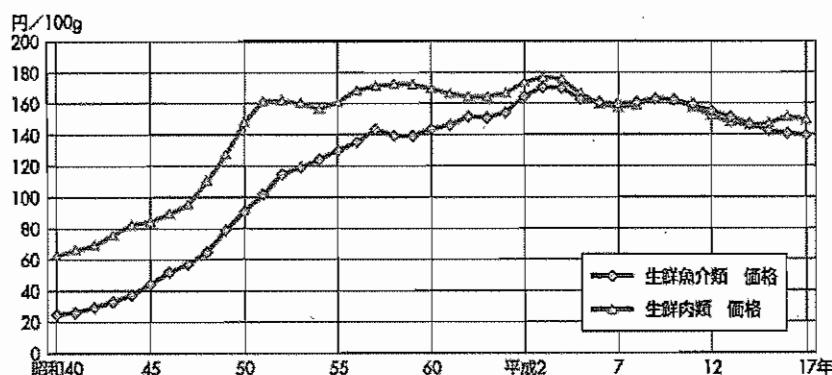
魚介類と肉類の1人1日当たり摂取量の推移(年齢別比較)



資料：厚生労働省「国民栄養調査」(平成9年)、「国民健康・栄養調査報告」(平成19年)

(資料：水産庁 「平成20年度水産白書」 )

生鮮魚介類と生鮮肉類の購入価格の推移



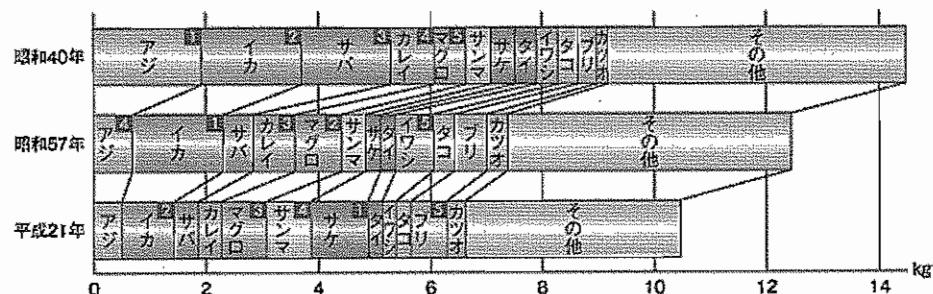
資料：農林省「家計調査年報」(二人以上の世帯(農林漁家世帯を除く))を基に水産庁で作成

注：1) 生鮮魚介類は、採取されたままのもので、保存などのための加工(乾燥、塩蔵等)がされていないもの。冷凍、洗浄、切削、不使用物の除去などの最小限の加工を加えたものも含む。

2) 生鮮肉類は、切落、精切りなど最小限の加工を加えたもの。臘もつ及び冷凍したものも含む。

(資料：水産庁 「平成18年度水産白書」 )

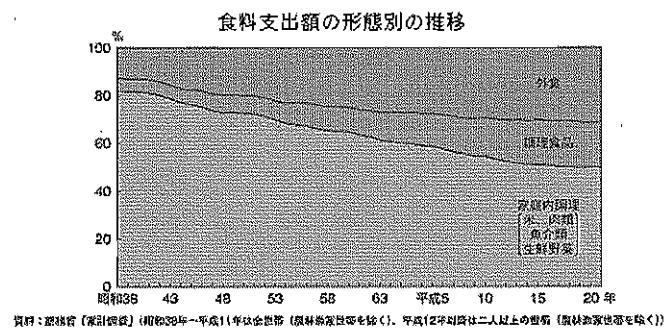
鮮魚の1人当たり購入数量の品目別割合



資料：農林省「家計調査」(昭和40年、昭和57年は全世帯(農林漁家世帯を除く)、平成21年は二人以上の世帯(農林漁家世帯を除く))に基づき水産庁で作成

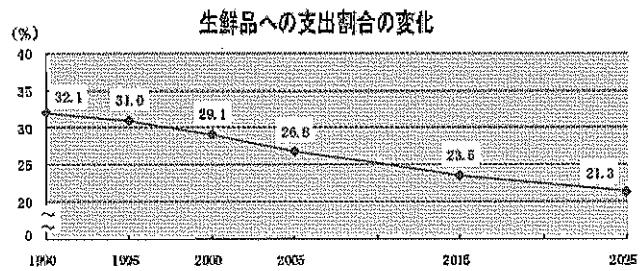
(資料：水産庁 「平成21年度水産白書」 )

ニーズにマッチした安全で安心な水産物やその加工品を開発し、消費者の水産物に対する購買意欲と満足度を高めるとともに、県民の皆さんの多様で健全な食生活に資するための地産地消運動や食育、新鮮でおいしい水産物が手に入るような流通の仕組みづくりなどを進めていくことが重要となっています。



資料：農林省「家計調査」(昭和38年～平成11年以降世帯(農林水産省世帯を除く)、平成12年以降世帯二人以上の世帯(農林水産省世帯を除く))

(資料：水産庁 「平成 20 年度水産白書」 )



資料：農林水産政策研究所試算  
注1) 2005年までは、家計調査、全國消費実態調査等より計算。2015年以後は推計値。  
2) 2005年価格による実質値の割合。  
3) 割合の計算に用いた生鮮品は、米、生鮮魚介、生鮮肉、卵、生鮮野菜、生鮮果物。

(資料：農林水産省 「少子・高齢化の進展の下における我が国の食料支出額の将来試算」 )

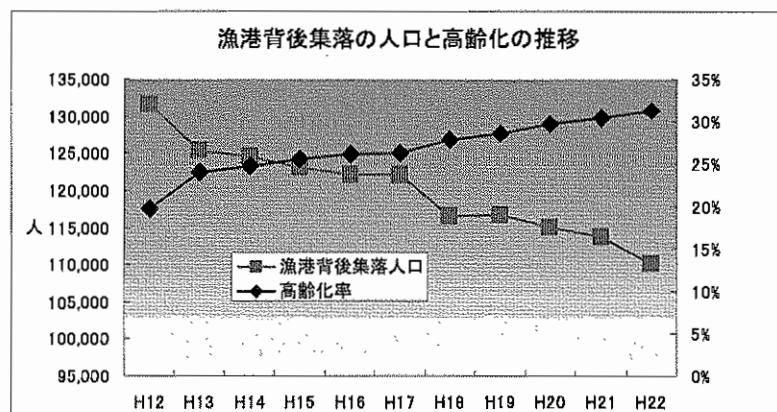
## 7 過疎化・高齢化による漁村の疲弊

基幹産業である水産業の低迷や漁村の過疎化・高齢化により、特に県南部地域において、地域活力や集落機能の低下が深刻な状況となっています。

一方、心の豊かさへの志向などを反映して、都市住民からは、美しい景観や伝統文化に恵まれた漁村での「やすらぎ」、海洋性レクリエーションへの期待が高まっています。地域の活性化を図るため、離島の豊かな自然や

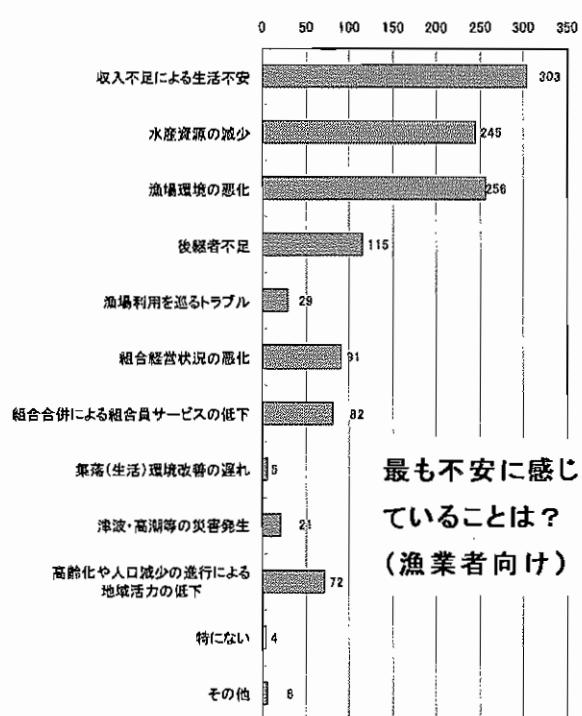
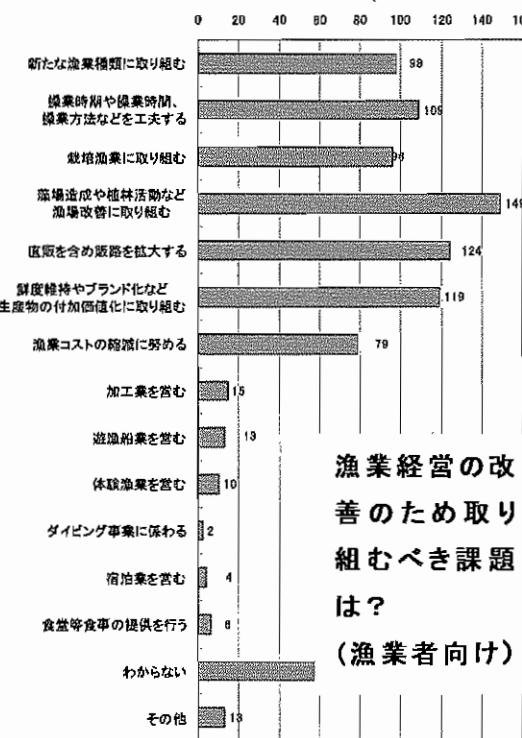
昔ながらの暮らしを活用して、無人島ツアーや釣り体験、小中学生を対象とした自然保護の研修などを行うとともに、ツアーガイドや研修指導員などの人材育成に力を注ぐ先進的な取組がはじまっています。

このように、漁村の活性化をめざし、水産業・漁村における中核的組織である漁協を中心に、他産業との連携、高齢者・女性の参画を図り、景観や食、伝統文化などの地域の豊かな資源を生かして都市住民との交流を促進することで、地域住民と訪れた人々が、ともに満足できる地域づくりを進める必要があります。漁協がその役割を十分に果たすことができるよう、経営基盤の強化を図っていく必要があります。



[ 資料：三重県作成 ※漁港背後集落とは、漁港を日常的に利用する漁家が2戸以上ある集落をいう。 ]

### アンケート結果を通してみる漁協・漁業者の意識



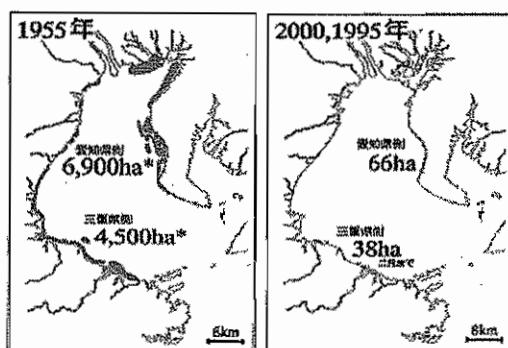
(資料：三重県 「漁業・漁村振興調査報告書」 平成22年3月)

## 8 漁場環境の悪化

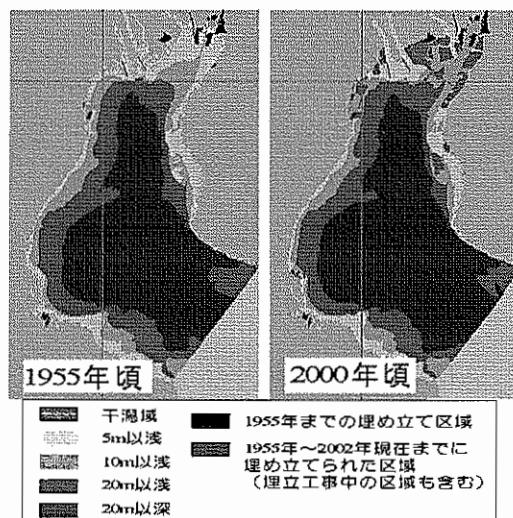
伊勢湾をはじめとする内湾域では、昭和30年代からの高度成長期において、工場廃水・生活排水が増加する一方で、埋め立てなどによる干潟、藻場の減少に伴い、水質の浄化作用の低下、漁場環境の悪化がもたらされました。また、赤潮、貧酸素水塊の発生が、水産業に大きな被害をもたらしており、近年では、海面水温の上昇により、黒ノリ養殖業の開始時期の遅れ、養殖期の短縮に伴う生産量の減少といった影響も生じています。

太平洋に面した沿岸域では、アラメ、カジメなどの大型海藻類が繁茂する藻場が形成され、魚介類の産卵場所や稚魚・稚貝の生息場として重要な役割を果たしています。藻場は、窒素、リンなどの吸収による海水の浄化、あるいは海中へ酸素供給などの機能を有していますが、海藻を食べる魚介類の食害などにより年々、藻場が消失してきており（磯焼け）、漁業生産に悪影響を及ぼすことが懸念されています。

また、河川においては、山林の荒廃や生活排水の流入、ダムや堰堤の建設などにより、水質の悪化や河川流量の減少、アユなどの遡上の妨げなど生息環境が悪化し、漁獲量が減少しています。



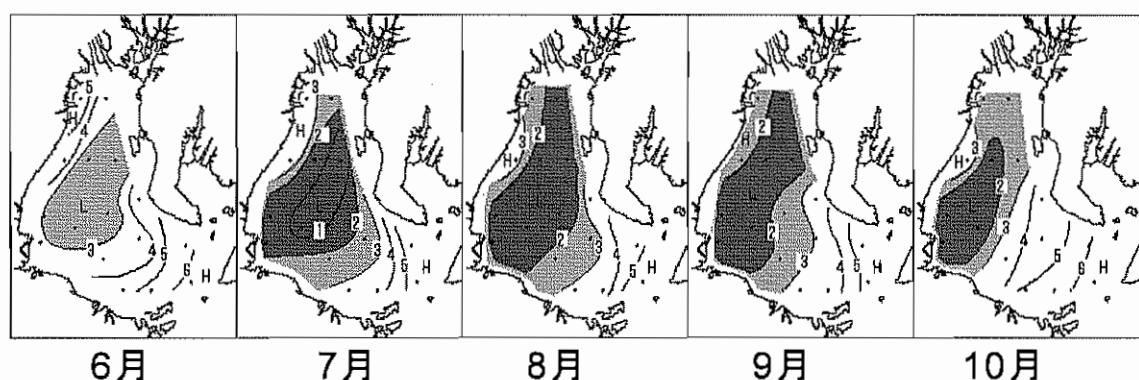
藻場の変遷



干潟の変遷

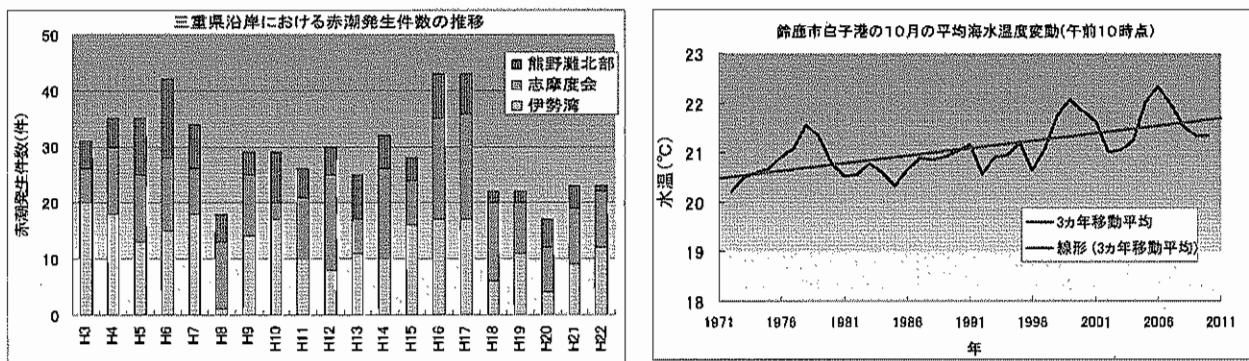
(資料：三重県、愛知県作成)

1972年～2010年の底層の溶存酸素量の平均値(6月～10月)



6月伊勢湾中央部で3ppm以下の値が観測され始める。8月頃に最も広範囲になり、9月以降湾口部から解消に向かい、三重県沿岸寄りとなって、11月には観測されなくなる。

(資料：三重県作成)

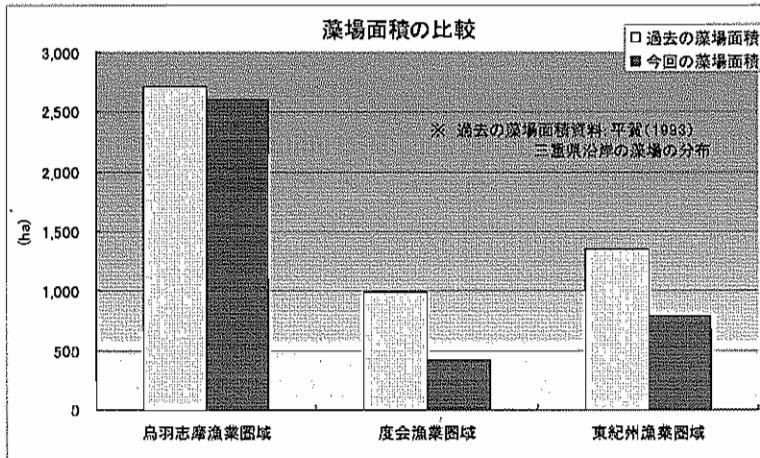


(資料：三重県作成)

このため、藻場・干潟の再生・保全や磯焼け対策、河川環境の保全などの漁場環境の改善に向けた試験研究を進めるとともに、積極的な藻場・干潟の造成・再生、河川における魚道などの整備を行っていく必要があります。例えば、漁業者自らが、アワビなどの餌となるアラメの藻場を再生するため、自然石にアラメを植栽する方法や魚による食害を防止するネットの設置等により環境再生・修復技術を確立し、実践しています。

また、人手が加わることにより生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域である「里海」を維持していくという活動が全国各地で広まる中、本県においても同様の動きがあります。

こうした取組を拡大していくためには、地域住民やボランティアグループ、漁業者などのさまざまな主体と連携した藻場・干潟や河川の保全活動を支援していくことが重要なっています。また、水温の上昇などの環境変動に対し、強い耐性をもつ養殖品種の開発にも取り組む必要があります。



(資料：三重県 「平成 15 年度総合計画調査熊野灘地区 水産基盤整備総合計画調査」)

## 9 多面的機能の低下

水産業・漁村は、安全で安心な水産物を県民の皆さんに安定的に供給する機能とともに、水域環境の保全、レクリエーションなどによる交流の場の提供、そして、「ボラ雑炊」、「てこねずし」、「さんまづし」などの漁村独自の「食」にまつわる地域文化の継承などの多面的機能を有しております、県民の皆さんのが豊かな生活に大きく貢献しています。

しかし、地域の基幹産業である水産業が低迷し、漁村における過疎化・高齢化とともに、地域活力や集落機能の低下が深刻化してきており、こうした多面的な機能の適切な発揮が難しくなっています。

水産業・漁村のもつ多面的機能を維持・増進していくためには、県民の皆さんのが水産業に対する理解を促進するとともに、漁業者が中心となって、地域住民等のさまざまな主体と連携し、沿岸域や河川域の環境保全に向けた取組や、美しい景観や伝統文化に恵まれた漁村に対する「ゆとり」や「やすらぎ」などの多面的な機能への期待に応える人や自然、文化、水産物などを生かした「地域づくり」を取り組んでいく必要があります。

## 10 東日本大震災による被害への対応

平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災により、本県では、鳥羽市で1.8m以上の高さの津波が観測され、マダイ、クロマグロ、カキ、ノリなどの養殖業や定置漁業などで約40億8千万円の大きな被害が発生しました。

また、種苗の供給を宮城県に大きく依存していたカキ養殖業での種苗不足、夏季に三陸沖が漁場となるカツオ一本釣りにおいて、水揚げ港が遠くになることによる経費増などの影響が出ています。

被害を受けた水産業の復旧・復興を図ることは、漁村経済、生活基盤の復興だけでなく、県民の皆さんに対する豊かな水産物の供給を確保するうえでも、極めて大きな課題です。

さらに、本県においても、大規模地震の発生による甚大な被害の可能性が指摘されており、大規模災害への備えが重要となっています。

## 第3章 三重県水産業・漁村のめざす姿

本県の水産業・漁村の活性化のためには、水産業・漁村が抱えるさまざまな課題の解決のため、希望のある水産業・漁村のめざす姿を県民の皆さん、水産関係団体等と共有し、その実現に向け、計画的かつ着実な取組を進めることで、水産業が将来にわたって持続的に営まれることが重要です。

### めざす姿

県民の皆さんのが期待する水産物を安定的に供給できる  
希望ある水産業・漁村の実現

#### 水産業・漁村の10年後の姿

##### 1 漁業者の生活が安定し、後継者に責任を持って引き継げる水産業の実現

- 漁業者、漁協は、新技術の導入などにより生産性の高い漁業を営むとともに、自らが主体となって水産業の6次産業化や異業種連携などに取り組むことで、消費者視点の水産物の供給、安全・安心への取組、生産・流通に関する情報提供などを進め、水産業で生計を営める収益を安定的に確保できる「もうかる水産業」を開拓しており、県民のさんは旬の魚など県内産の水産物を購入し、三重県が水産県であることを実感しています。

##### 2 さまざまな世代の人々が生き生きと働き、住み続けたい、訪れてみたいと思う豊かな漁村の確立

- 漁業者や漁協、地域住民などは、水産物、海・川の景観など豊富な地域資源を活用し、漁業オーナー制度、漁家民泊など地域の魅力、価値を高める新たな漁村地域の産業を開拓しており、漁村は、定住人口の維持、漁村を訪れてみたいと考える人々の増加により元気になり、地域活力が向上しています。

##### 3 自然の保全・再生を進め、豊かな魚介類を育む水産業・漁村の展開

- 漁業者や漁協、地域住民などが連携して、地域社会の経済と環境が調和する取組を進めるため、環境に優しい水産業、水産業・漁村が持つ多面的機能の維持・増進に取り組むとともに、漁業者の自主的な資源管理や水面の秩序ある総合的高度利用、資源の悪化が懸念される魚介類の種苗放流が盛んとなることで、環境保全への取組と資源の維持・増大への取組が好循環を生み、魚介類を持続的に利用し、持続的に発展できる水産業・漁村が実現しています。

## 第4章 施策の基本的な展開方向

### I 水産業・漁村の振興に向けた方向

県民の皆さんのが期待する希望ある水産業・漁村の実現を図るために、東日本大震災の被害を早急に復興させるとともに、安全で安心な水産物の安定的な供給、多面的機能の発揮など水産業・漁村が生み出す価値を県民の皆さんへ持続的に提供できる「売れる水産業」、さらには「もうかる水産業」へ転換していくことで、三重県の水産業・漁村を振興していく必要があります。

#### 県民の皆さんへの価値提供

##### 1 県民（消費者）の皆さんのが期待する水産物の安定的な供給

- 漁業者や漁協が主体となって、消費者視点の水産物の供給、安全・安心への取組、適切な情報の発信を進めるなど、県民（消費者）の皆さんのが期待する水産物を安定的に供給します。

##### 2 地域の資源を生かした漁村の活性化

- 三重県の水産物全体の品質向上などによって、水産業の競争力を強化することで地域経済の活性化や雇用の創出、さらに県の知名度向上につなげ、地域の活力を高めます。

##### 3 環境保全や憩いの場の提供といった多面的機能の発揮

- 環境に配慮した水産業による漁場環境の保全、交流の場の形成などをはじめ、食にまつわる地域文化などの地域の良さを県民の皆さんのが享受できるよう、多面的機能を効果的に発揮できるようにします。

### II 施策の展開方向および三重県水産業・漁村活性化計画

県民生活の安定と地域経済の健全な発展に資するため、三重県の水産業および漁村の果たす役割を踏まえるとともに、“みんなで力を合わせて新しい三重を創る「県民力による協創の三重づくり」”を基本に、めざす姿の実現に向けて、次のとおり、4つの施策の展開方向と主な目標を定めて取り組んでいきます。

また、施策の展開方向ごとに、平成24（2012）年度から平成27（2015）年度までの4年間を計画期間とする「三重県水産業・漁村活性化計画」を示し、的確な進行管理のもと施策を着実に実行していきます。

#### 1 水産業・漁村のマネジメント体制の確立

##### （1）基本的な考え方

漁村の基幹産業である水産業を中心として、地域住民やNPO、漁協などの水産関係団体等が、それぞれの役割を果たし、さまざまな活動に取り組むことで、地域の水産業・漁村を活性化し、県民の皆さんのが期待する水産物を安定的に供給できる希望ある水産業・漁村を実現できるよう、地域の実情や考え方を踏まえ、地域自らの活動を育てのば

していくことを基本に、運営していくことができる体制の確立をめざします。

また、被災した漁業者をはじめとして地域自らが主体となって、地域の意向が十分に反映された災害に強く生産性の高い水産業・漁村の実現に向けて取り組んでいくことができる体制の整備を進めます。

## (2) 取組方向および目標

### ア 取組方向

地域における水産業のあり方、漁村の活性化などについて、その方針を定める「地域水産業・漁村振興計画」の策定・実行を支援するとともに、この計画策定を通じて、「県民力による協創の三重づくり」を基本に、地域の意向を踏まえた災害に強く、生産性の高い水産業・漁村の構築をめざします。

また、県内沿海地区のすべての漁協が合併することで、水産業・漁村を総合的にコーディネートできる組織としての県1漁協の実現を促進します。

### イ 三重県水産業・漁村振興指針の目標

| 目標項目       | 平成23(2011)年度 | 平成33(2021)年度 |
|------------|--------------|--------------|
|            | 【現状】         | 【目標】         |
| 県内の沿海地区漁協数 | 21漁協         | 1漁協          |

## (3) 三重県水産業・漁村活性化計画（平成24年度～平成27年度）

### ア 取組内容

#### (ア) 地域水産業・漁村振興計画の策定・実行

- ① 地域自らが考え、実行していく水産業・漁村の活性化を促進するため、「地域水産業・漁村振興計画」の策定を支援します。
- ② 地域資源の発掘やその資源を生かした「地域水産業・漁村振興計画」に基づく地域ごとの取組を支援します。

#### (イ) 漁協の指導力・実行力の強化（県1漁協の実現）

- ① 漁協の合併によってスケールメリットを生かした効率的な経営を実現することで経営基盤の強化を図り、持続的な漁協経営を可能とすることを目的として、平成26(2014)年度に設立をめざす県1漁協の実現を支援します。
- ② 県1漁協が水産業・漁村を総合的にコーディネートし、災害に強く生産性の高い水産業をリードできる組織となるよう、指導力・実行力の強化を図ります。

### イ 三重県水産業・漁村活性化計画の目標

| 目標項目       | 平成23(2011)年度 | 平成27(2015)年度 |
|------------|--------------|--------------|
|            | 【現状】         | 【目標】         |
| 県内の沿海地区漁協数 | 21漁協         | 1漁協          |

## 2 高い付加価値を生み出す水産業の確立

### (1) 基本的な考え方

県民の皆さんのが期待する水産物を安定的に供給していくため、経営力ある漁協・漁業者が主体となった改革を促進し、県民の皆さんのニーズを満足させる水産物の持続的な生産体制を構築するとともに、県民の皆さんが県内産の水産物を選んで購入できる環境づくりなどを進めることで、高い付加価値を生み出す水産業の確立を図り、漁業者の生活が安定し、後継者に責任を持って引き継げる水産業の実現をめざすほか、東日本大震災を契機として、災害に強い生産体制の構築などを進めます。

### (2) 取組方向および目標

#### ア 取組方向

資源管理による持続的な生産が可能な水産業の確立、経営力がある漁業者の確保・育成、新規就業・新規参入の促進などによる持続的な生産体制の構築を進めるとともに、経営力ある漁協・漁業者が主体となった6次産業化や異業種連携、消費者のニーズを満足させる安全・安心な魚介類の養殖、県内の各地域で県民の皆さんのが新鮮な県内産水産物を購入できる体制づくりなどに取り組むことで、高い付加価値を生み出す水産業の確立を図ります。

また、災害に強い水産業の生産体制の整備などを進めるとともに、産学官の知恵や技術を融合し、農林水産資源を活用した新たな商品やサービスを生み出す仕組みづくりにつなげる「みえフードイノベーション」を活用して、地域特有の水産物を発掘し、消費者ニーズに対応する商品やサービスを開発・提供する取組を進めます。

#### イ 三重県水産業・漁村振興指針の目標

| 目標項目                      | 平成 23 (2011) 年度<br>【現状】 | 平成 33 (2021) 年度<br>【目標】 |
|---------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 主要魚種生産額の全国シェア             | 7.1%                    | 7.6%                    |
| 資源管理に参加する漁業者数             | 313 人                   | 2,000 人                 |
| 水産技術の開発成果が活用された商品などの数（累計） | —                       | 100 件                   |

### (3) 三重県水産業・漁村活性化計画（平成 24 年度～平成 27 年度）

#### ア 取組内容

##### (ア) 持続的な生産が可能な水産業の確立

- ① 小型魚の保護、漁獲量の制限などの漁業者の自主的な資源管理に対する取組を支援します。
- ② 環境や生態系との調和に配慮し、魚介類の種苗放流を通じて積極的な資源の増大を図る栽培漁業を推進します。
- ③ 資源管理や栽培漁業の推進について、資源管理・漁業所得補償対策などの国の

制度を活用します。

- ④ 県1漁協の実現を見据え、漁業構造の変化に対応した漁業権・漁業許可制度のあり方などの検討を進めます。
- ⑤ 災害に強い養殖施設の検討や漁港施設の整備などを進めます。
- ⑥ 資源管理を適切に実践するため、人工衛星などの最新技術を利用し、水産資源の生態、資源動向の把握を進めます。
- ⑦ アサリなどの資源量が減少傾向にある魚介類の資源の回復に関する技術開発を進めます。
- ⑧ アワビ、クルマエビなどの再生産力が弱い資源を対象に、効果的な種苗放流技術の開発に取り組みます。

#### (イ) 消費者のニーズに対応した養殖業の展開

- ① 消費者への安全・安心に関する情報提供を効果的に実施するため、漁業者の自主的なトレーサビリティシステム※の構築を促進します。
- ② 消費者のニーズ、市場動向の把握に努め、地域特性に応じた養殖水産物の特產品化などを促進します。
- ③ 安全で安心な養殖水産物を安定的に供給するため、養殖過程におけるリスク管理を図る養殖生産工程管理手法（GAP）を導入し、飼料や薬品、生育環境などについて、漁業者に適正な使用、履歴情報の保管を指導するとともに、積極的な情報の開示を促進します。
- ④ 多様化する消費者にニーズに対応し、魚類養殖業の産地間競争力を高めるために、新魚種の開発や高品質化、生産コスト低減のための新しい飼料の開発、疾病防止対策を実施します。
- ⑤ 三重ブランドである真珠の高品質化と生産効率の向上のための技術開発やその技術の生産現場への導入など、生産者の三重の真珠養殖再生に向けた取組を支援します。

#### (ウ) 経営力がある漁業者の確保・育成と新規就業・参入の促進

- ① 漁家の経営力向上をめざし、先進的な取組、新漁業技術の導入など技術的支援を通じて、総合的に水産業の体质を強化します。
- ② 新規就業・参入者が安心して三重県内に就業できるワンストップ就業支援システムを構築し、漁業後継者の確保を促進します。

#### (エ) 6次産業化などによる付加価値向上

- ① 未利用水産物などの地域資源を発掘し、より付加価値の高い水産物として地域ブランドを確立していくために、漁業者自らが進める6次産業化や異業種連携などの取組を支援します。

---

\* トレーサビリティシステムとは、食品の取扱いの記録を残すことにより、食品の移動を把握できるようにする仕組みのことです。これにより、食品事故が発生した場合にもその製品回収、原因究明が容易になり、消費者はより安心して食品を購入できるようになります。

② 新しい冷凍技術の導入などによる水産物の鮮度保持や、消費者のニーズに対応した水産物の加工品の開発、価値の低かった水産物の有効活用などを、生産や加工、流通などの関係事業者や研究機関などと連携して進めます。

#### (オ) 販売力強化と流通の効率化・高度化

- ① 県内産水産物の競争力強化をめざし、生産コストの削減や鮮度保持、衛生管理機能を向上するための施設整備を支援します。
- ② 产地市場の機能強化、統合化により、水産物の安定供給体制の構築を進めます。
- ③ 水産物の販路拡大のため、県内産水産物の情報提供や漁協直販所の整備、水産物の輸出の推進などに関する取組を支援します。

#### (カ) 魚食・食育の推進

- ① 三重県の新鮮でおいしい水産物の魅力を伝え、漁村の伝統料理の紹介や新しい調理方法、加工品の開発によって、魚食の普及に取り組むとともに、県民の皆さんのがんばり食生活を支える水産物への理解が促進されるよう取組を推進します。
- ② 健全な食生活の実現、魚食を通じた心身の健全な育成を図るため、学校教育における県内産水産物の利用、水産業を体験する機会の提供などを通じて、食育を積極的に推進します。
- ③ 魚食や地産地消が健康増進・環境保全につながることを、県民の皆さんに情報提供することにより、水産物の消費拡大を図ります。

#### (キ) 違反防止策の推進

- ① 沿岸域、内水面域における密漁などの防止のため、魚介類の採捕と保護に関するルールについて、漁業者や漁協、県民の皆さんへの周知徹底を図ります。
- ② 国、海上保安庁、警察などの関係機関とも連携を図りながら、地域全体の取組となるよう、密漁者に対する監視・取締りの強化に努めます。
- ③ 三重県漁業調整規則で規定されている採捕禁止期間や体長などの制限、漁業許可の内容となっている操業期間や地区毎で資源を守るために定めた取決めなどの資源管理措置の遵守を徹底します。

#### イ 三重県水産業・漁村活性化計画の目標

| 目標項目                      | 平成23(2011)年度<br>【現状】 | 平成27(2015)年度<br>【目標】 |
|---------------------------|----------------------|----------------------|
| 主要魚種生産額の全国シェア             | 7.1%                 | 7.3%                 |
| 資源管理に参加する漁業者数             | 313人                 | 1,500人               |
| 水産技術の開発成果が活用された商品などの数（累計） | —                    | 35件                  |

### 3 地域資源を生かした漁村の活力向上

#### (1) 基本的な考え方

地域の資源を生かした漁村の活性化や雇用の創出のため、水産業の持続的な活動を基本に、地域住民やNPO、漁協等のさまざまな主体がそれぞれの役割分担のもとに結びつき、自然環境や伝統、文化などの地域資源や特性を生かした地域づくりを進めるとともに、住みやすい生活環境を整備し、さまざまな世代の人々が生き生きと働き、住み続けたい、訪れたいと思う豊かな漁村の確立をめざします。

また、大規模地震への対応など、防災・減災機能の強化による安全で安心できる漁村づくりを進めています。

#### (2) 取組方向および目標

##### ア 取組方向

県民の皆さんのが、豊富な水産物を味わい、美しく豊かな余暇空間を楽しむことなどを通した交流や地域内経済循環型産業などの新たなビジネスの創出などを促進します。地域の魅力が発揮できるようレクリエーションの場や漁家民宿などの交流の場の形成、漁村ならではの水産物の調理法などの食にまつわる地域文化の継承などといった、水産業・漁村が持つ多面的機能のさまざまな主体との連携による維持増進や漁村地域の快適性、利便性の向上など漁村地域の生活環境の整備を進めるなど、地域資源を生かした漁村の活力向上を図ります。

また、防潮堤、避難路の整備といった防災・減災機能の強化を早急に進めるなど、漁村の安全・安心の確保を進めています。

#### イ 三重県水産業・漁村振興指針の目標

| 目標項目      | 平成23(2011)年度<br>【現状】 | 平成33(2021)年度<br>【目標】 |
|-----------|----------------------|----------------------|
| 漁村地域の交流人口 | 815,942人             | 1,000,000人           |

#### (4) 三重県水産業・漁村活性化計画（平成24年度～平成27年度）

##### ア 取組内容

###### (ア) 地域資源を活用したビジネスの展開と地域課題を解決するビジネスの創出

- ① 海・川、食文化などの地域資源を活用した漁村の新たなビジネスの創出に向けた取組を支援します。
- ② 漁村に住む高齢者の買い物支援など地域課題の解決をめざし、漁協などが取り組むソーシャルビジネス（社会的企業）※の取組や、地域が主体となった漁村の活力づくりを促進します。

※ ソーシャルビジネスとは、さまざまな社会的課題（高齢化問題、環境問題、次世代育成など）を市場としてとらえ、その解決を目的とする事業のことです。その推進により、経済の活性化や新しい雇用の創出に寄与する効果が期待されます。

#### (イ) さまざまな主体による多面的機能の発揮

- ① 豊かな水産物の供給や海や川の環境保全、憩いの場の提供など里海\*や河川が果たす多面的な機能が十分発揮できるよう、地域の保全活動を促進します。
- ② 地域の保全活動のけん引役となる指導者の養成を進めます。

#### (ウ) 安全で快適な漁村生活のための環境整備

- ① 堤防、護岸などの海岸保全施設や避難路などの整備を進め、集落に住む人の生命・財産を津波や波浪、高潮から守ります。
- ② 集落排水施設などの生活環境施設などの整備により、漁村での快適な生活の確保を図ります。

#### (エ) 都市との交流などの促進

- ① 漁業とレクリエーションとの調和のとれた水面利用を促進することにより、都市住民等との交流による漁村の活性化を促進します。
- ② 多様な生物が生息する三重県の水域の魅力を最大限活用し、漁村と都市との交流などによる地域おこしを促進します。
- ③ 遊漁者と漁業者との協議による遊漁に関するルールづくりや各地区の遊漁関係者の組織化を促進します。

#### (オ) 水産物と消費者をつなぐ地域内流通と県民理解の促進

- ① 漁業者や漁協による生産から流通・販売までの総合的な取組を支援します。
- ② 6次産業化や異業種連携により、開発された付加価値の高い水産物の販売や新たな販売ルートの創出、学校給食への県内産水産物の供給、水産物の産直・直販所の拡充などを促進します。
- ③ 県民の皆さんのが県内の各地域で新鮮な県内産水産物を購入できる体制づくりを進め、水産業・漁村とふれあう機会を増やすことで、水産物の安定的な供給や多面的機能の発揮など三重県の水産業・漁村の果たす役割に対する県民の皆さんの理解を促進します。

### イ 三重県水産業・漁村活性化計画の目標

| 目標項目      | 平成23(2011)年度<br>【現状】 | 平成27(2015)年度<br>【目標】 |
|-----------|----------------------|----------------------|
| 漁村地域の交流人口 | 815,942人             | 880,000人             |

\* 里海とは、人間の手で陸域と沿岸域が一体的・総合的に管理されることにより、物質循環機能が適切に維持され、高い生産性と生物多様性の保全が図られるとともに、人々の暮らしや伝統文化と深く関わり、人と自然が共生する沿岸海域のことです。

## 4 自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築

### (1) 基本的な考え方

水産業・漁村が持つ多面的機能が十分に発揮されるよう、自然と共生する水産業の生産力や環境浄化機能などを最大限発揮させるとともに、将来にわたって豊かな海や川を維持し、魚介類を持続的に利用していくため、生育環境の改善を進めるほか、水産業・漁村が担う社会的貢献を促進することなどにより、自然の保全を進め、持続的に発展できる水産業・漁村の実現をめざします。

### (2) 取組方向および目標

#### ア 取組方向

藻類養殖業や採貝漁業など環境の浄化機能を持つ水産業、環境・生態系と調和した養殖業の展開、多くの魚介類の産卵・生育の場として重要な場所である干潟・藻場などの再生・保全に取り組むとともに、河川環境の維持やレクリエーションの場の提供など重要な役割を果たす内水面漁業の振興、水産業・漁村が果たす社会的貢献が持続的に行われる環境づくりの推進など、自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築を図ります。

#### イ 三重県水産業・漁村振興指針の目標

| 目標項目             | 平成 23（2011）年度<br>【現状】 | 平成 33（2021）年度<br>【目標】 |
|------------------|-----------------------|-----------------------|
| 沿岸の浅海域再生面積       | 63ha                  | 90ha                  |
| 藻場・干潟などの保全活動対象面積 | 268ha                 | 310ha                 |

### (4) 三重県水産業・漁村活性化計画（平成 24 年度～平成 27 年度）

#### ア 取組内容

##### （ア）環境に優しい水産業の促進

- ① 海中の富栄養物質や CO<sub>2</sub>を取り込み、環境改善機能がある海藻類の養殖技術の改善や新しい技術の導入、優良品種の開発・普及を進めます。
- ② 二枚貝の環境浄化機能を効果的に発揮させるため、好適な二枚貝の生息環境の解明し、生息に適した環境を創出するとともに、資源管理による魚介類の維持・増大を図ります。

##### （イ）持続的な生産を支える水産基盤の整備

- ① 女性や高齢者、新規就業者に配慮した安全で使いやすい漁港施設の整備を行います。
- ② 干潟・藻場等の再生などにより、水質や底質が悪化している沿岸部の水域環境の再生を促進し、魚介類の産卵、育成場の確保を図ります。
- ③ 魚介類の生態や行動などの知見に基づいた魚礁の整備を進め、漁業生産性の向上を図ります。

- ④ 漁港関連道を整備し、水産物の流通、漁業用資材の輸送の合理化を図ります。

#### (ウ) 干潟・浅場・藻場の再生・保全の推進

- ① 干潟・浅場・藻場の造成・再生を進め、魚介類の生息環境の改善、生態系の保全を進めるとともに、より効果的、効率的に干潟・浅場・藻場を再生させる技術を開発することで、豊かな生態系と高い生産力のある沿岸域への再生や保全を図ります。
- ② 海域の生産力の維持や増大を進めるため、干潟・浅場・藻場の役割を客観的に分かりやすく提示できる評価システム構築、水域と陸域の栄養塩循環のバランスを保つための総合的な海域の管理手法の開発、地域住民の活動と結びついた啓発活動を進めます。
- ③ 産卵や幼稚魚などの保育、水質浄化など多面的機能を持つ干潟・浅場・藻場の維持回復を図るため、漁業者が中心となって取り組む干潟・浅場・藻場の保全活動を支援します。
- ④ 干潟・磯の観察会や海岸清掃活動、小学校などの総合学習などを通じて、森・川・里・海が一体となっていることに対する県民の皆さんとの理解を深め、「里海」の創生・保全を促進します。

#### (エ) 内水面漁業の振興と河川環境の保全

- ① 内水面資源の維持・増大をめざし、アユなどの種苗放流を進めるとともに、アユなどを食害しているカワウ、外来魚の駆除対策を支援します。
- ② 漁協、地域住民が一体となって行う簡易な産卵床造成、魚道整備などの魚介類の生育に適した環境づくりを促進します。
- ③ 地域や都市住民の憩いの場としての河川の遊漁や親水性レクリエーション利用の促進など、内水面漁業の活性化を図ります。
- ④ ネコギギなどの希少魚の分布・生態の把握を進めるなど、内水面における生態系の保全を図ります。

#### (オ) 社会貢献の促進

- ① 漁村が果たしている水難救助や水域環境監視、国境監視などの機能が継続されるよう漁村の活性化に取り組みます。
- ② 寝屋制度などの漁村が持つ伝統・文化を教育に活用できるよう、その仕組みを紹介するなどの取組を促進します。

イ 三重県水産業・漁村活性化計画の目標

| 目標項目             | 平成23(2011)年度<br>【現状】 | 平成27(2015)年度<br>【目標】 |
|------------------|----------------------|----------------------|
| 沿岸の浅海域再生面積       | 63ha                 | 74ha                 |
| 藻場・干潟などの保全活動対象面積 | 268ha                | 290ha                |

## 第5章 推進体制

三重県水産業・漁村振興指針および三重県水産業・漁村活性化計画の推進にあたっては、水産関係団体や市町、県などによる適切な役割分担のもと、三重県漁業協同組合連合会などにより構成される三重水産協議会が策定した「水産振興ビジョン」などとも連携を図りながら、「県民力による協創の三重づくり」を基本に、その実現に取り組んでいくこととしています。

そこで、本庁および地域機関を構成メンバーとする「三重県水産業・漁村振興会議」を設置し、三重県水産業・漁村振興指針および三重県水産業・漁村活性化計画の実現に向けた取組を進めます。

この会議を核に、有識者、関係業界の代表者などで構成する「三重県水産業・漁村振興懇話会」と連携しながら、三重県水産業・漁村振興指針および三重県水産業・漁村活性化計画の着実な実行を進めます。

さらに、地域の実情に応じて三重県水産業・漁村振興指針および三重県水産業・漁村活性化計画を実現していくため、振興会議の作業部会である「地域水産業・漁村振興支援会議」が市町などと連携して、「地域水産業・漁村振興計画」の策定とその実行に取り組むことで、県民の皆さんのが期待する水産物を持続的に供給できる希望ある水産業・漁村の実現をめざしていきます。